

質問回答

NO.	質問	回答
1	契約書(案) (再委託等の制限) 第5条(再委任等の制限)ですが、弊社では翻訳、チェック、校正、編集作業等は外部フリーランスの制作者に委託しております。(該当の制作者とは個別に業務委託契約を締結しており、未締結の者には委託できないように管理しています。) 第5条で再委託では「書面による承諾」が必要と記載されておりますが、 書面による都度の承諾の場合、発注から翻訳を開始するまで時間を要する可能性があります。 こちらはご依頼の際に弊社で再委託する旨を御見積書もしくはメールなどに記載のうえ、貴省からのご発注のご連絡=再委託の承諾となるような運用で進めさせていただくことは可能でしょうか。	こちら再委託に該当しませんので再委託のお手続きは不要になります。
2	令和6年度の発注量(案件数)および登録翻訳会社の社数をご教示いただけますでしょうか。	登録翻訳会社の数は、 6 社です。
3	各社の契約単価が同じだった場合の発注・選定基準をご教示いただけますでしょうか。	発注・選定基準はございません。